小規模防火対象物用

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 消防計画（例）

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、＿＿＿＿＿＿＿＿＿の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画に定めた事項については、＿＿＿＿＿＿＿＿＿に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

（管理権原の及ぶ範囲）

第３条　管理権原の及ぶ範囲は、＿＿＿階＿＿＿＿＿＿＿＿＿部分とする。

★（防火管理業務の委託）

第４条　防火管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、命令を受けて、適正に業務を実施する。

２　受託者の防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表１「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

（管理権原者の責務）

第５条　管理権原者は、事業所内の防火管理業務の全てについて責任を持つものとする。

★ なお、階段や通路等の共用部分等の管理についても責任を持つものとする。

★２　管理権原者は、統括防火管理者を中心に他の管理権原者と協力し、建物全体の防火安全性の向上に努めるものとする。

（防火管理者の業務と権限等）

第６条　防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

★２　防火管理者は、全体についての消防計画に定められている事項について、統括防火管理者に報告する。

（消防機関への報告、通報等）

第７条　管理権原者又は防火管理者は、次の各号に掲げる業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

（１）防火管理者選任（解任）の届出
（２）消防計画作成（変更）の届出
（３）各種法定点検の結果報告
（４）その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要な事項

（防火管理資料の保管等）
第８条　防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編纂し、保管するものとする。

（自主検査等）
第９条　防火管理者又は防火管理者が指定した者は、建物等の自主検査及び消防用設備等の自主点検を、別表２「防火対象物の自主検査表」及び別表３「消防用設備等自主点検表」に基づき、定期的に行うものとする。

（消防用設備等の法定点検）
第10条　消防用設備等の法定点検は、____月及び____月に行い、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

（防火対象物の法定点検）
★第11条　防火対象物の法定点検は、____月に行い、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

（点検結果の報告等）
第12条　自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。
２　防火管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。
３　防火管理者は、点検結果等を記録管理するものとする。

（従業員等の守るべき事項）
第13条　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり物品を置かない。
２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
３　喫煙は、指定された場所で行う。
４　火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

（工事中の安全対策）

第14条　防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立し、工事人に対して次の各号に掲げる事項を遵守させること。

（１）溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。

（２）指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わないこと。

（３）工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。

（４）危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。

（５）放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。

（６）その他火災予防上必要な事項

（放火防止対策）

第15条　次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

（１）建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。

（２）物置及び倉庫等の施錠を励行する。

（３）終業時には、火気及び施錠の確認を行う。

（４）挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。

（５）ごみ類は、ごみ収集日の朝まではごみ集積場に出さない。

（自衛消防組織の編成等）

第16条　管理権原者は、火災その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成するものとする。

２　自衛消防隊の組織は、別表４「自衛消防隊の編成と任務」のとおりとする。

（震災対策）

第17条　防火管理者は、地震時の災害を防止するため、日頃から備品、物品等の転倒、落下防止措置を講じ、負傷又は避難に支障が生ずることがないようにしておくこと。

２　地震時、防火管理者又は従業員は、身の安全を守ることを最優先に、全ての火気使用設備器具の使用を停止すること。

３　火気使用設備器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に報告すること。

４　在館者を広域避難場所（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、徒歩で避難する。

５　避難する際は、分電盤を遮断すること。

★６　避難誘導は、全体についての消防計画に基づき、各事業所の避難誘導係と協力して行うこと。

★（南海トラフ地震に対する対策）

第18条　南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震が発生した場合の地震防災対策は、別に定める＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿南海トラフ地震防災規程によるものとする。

（防災教育）

第19条　防火管理者は、従業員に対して計画的に防災教育を実施する。

２　防災教育の内容は概ね次の各号に掲げるものとする。

（１）消防計画について

（２）従業員等が守るべき事項について

（３）火災発生時及び地震発生時の対応について

（４）その他火災予防上必要な事項について

（自衛消防訓練）

第20条　防火管理者は、次により自衛消防訓練を実施する。

ただし、消火訓練、避難訓練は年２回以上実施する。

（１）総合訓練　＿＿月

（２）部分訓練　＿＿月　＿＿月

２　総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

★３　建物全体で実施する訓練にも参加するものとする。

（消防機関への通報）

第21条　防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、「消防訓練通報書」により、事前に消防機関へ通報すること。

また、訓練を実施した結果を「消防訓練記録書」により記録すること。

附　則

この計画は、　　年　　月　　日から運用する。

（★は該当する場合に記載）

別表１

防火・防災管理業務委託状況表

<table>
<tr><td rowspan="2">受託者情報</td><td colspan="2">受託者氏名</td><td>（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</td><td>再委託の有無</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所・電話番号</td><td>（法人の場合は所在地）</td><td>□有（□全部　□一部）（※）
□無</td></tr>
<tr><td rowspan="12">受託者に委託する防火・防災管理業務の範囲及び方法</td><td rowspan="3">常駐方式</td><td>範囲</td><td colspan="2">□　出火防止業務（火気使用箇所の点検等）
□　避難又は防火上必要な設備等の維持管理
□　火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動
□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　）
□　消防計画に基づく消防訓練の実施及び指導
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">方法</td><td>常駐場所</td><td></td></tr>
<tr><td>常駐人員</td><td>営業時間内　　名　　営業時間外　　名</td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td>□　　時　　分～　　時　　分・□24 時間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">巡回方式</td><td>範囲</td><td colspan="2">□　出火防止業務（火気使用箇所の点検等）
□　避難又は防火上必要な設備等の維持管理
□　火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動
□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　）
□　消防計画に基づく消防訓練実施及び指導
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">方法</td><td>巡回回数</td><td>回</td></tr>
<tr><td>巡回人員</td><td>営業時間内　　名　　営業時間外　　名</td></tr>
<tr><td>委託する防火対象物の区域</td><td>□全て　□一部（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">遠隔移報方式</td><td colspan="2">登録年月日・登録承認番号</td><td>年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td>範囲</td><td colspan="2">□　消防・防災設備等の遠隔監視・操作作業
□　火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動
□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　）
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">方法</td><td>現場確認要員の待機場所</td><td></td></tr>
<tr><td>到着所要時間</td><td></td></tr>
<tr><td>委託する防火対象物の区域</td><td>□全て　□一部（　　）</td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td>□　　時　　分～　　時　　分・□24 時間</td></tr>
</table>

「受託者に委託する防火・防災管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□にチェックを記入

（※）受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託する場合には、再委託した法人情報等（受託者情報）、再委託する業務の内容を明らかにするため、再委託者用の業務委託状況表を作成し、添付してください。

別表２

防火対象物の自主検査表

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物構造	（１）柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	（２）天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	（３）窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	（４）外壁・ひさし 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
避難施設	（１）避難通路	
	ア　避難通路の幅員が確保されているか。	
	イ　避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	（２）階段 階段室に物品が置かれていないか。	
	（３）避難口	
	ア　扉の開閉方向は避難上支障ないか。	
	イ　避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気使用設備器具	（１）厨房設備	
	ア　可燃物品からの保有距離は適正か。	
	イ　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	ウ　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	（２）ガスストーブ、石油ストーブ	
	ア　自動消火装置は、適正に機能するか。	
	イ　火気周囲は、整理整頓されているか。	
電気設備	電気器具	
	ア　コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	イ　たこ足の接続を行っていないか。	
	ウ　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他	危険物	
	ア　容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	イ　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	ウ　整理清掃状況は適正か。	

検査実施者氏名	検査実施日		防火管理者確認

（備考）検査を実施し、良の場合は〇を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。
なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

別表３

消防用設備等自主点検表

消防用設備等	確認箇所	点検結果
消火器 （　年　月　日実施）	（１）設置場所に置いてあるか。	
	（２）消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	（３）安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	（４）ホースに変形、損傷、老化がなく、内部に詰まりがないか。	
	（５）圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 （　年　月　日実施）	（１）使用上の障害となる物品はないか。	
	（２）扉は確実に開閉できるか。	
	（３）ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	（４）表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 （　年　月　日実施）	（１）散水の障害はないか。	
	（２）間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	（３）送水口の変形及び操作障害はないか。	
	（４）スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	（５）制御弁は閉鎖されていないか。	
動力消防ポンプ設備 （　年　月　日実施）	（１）常置場所の周囲に、使用上の障害となる物品はないか。	
	（２）車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	（３）管そう、ノズルに変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備 （　年　月　日実施）	（１）表示灯は点灯しているか。	
	（２）受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	（３）用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	（４）感知器の破損、変形、脱落はないか。	
漏電火災警報器 （　年　月　日実施）	（１）電源表示灯は点灯しているか。	
	（２）受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する火災報知設備 （　年　月　日実施）	（１）操作上の障害となる物品はないか。	
	（２）本体及び遠隔起動装置に変形、損傷がないか。	
非常ベル （　年　月　日実施）	（１）表示灯は点灯しているか。	
	（２）操作上の障害となる物品はないか。	
	（３）押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

避難器具 （　年　月　日実施）	（１）避難に際し、容易に接近できるか。	
	（２）格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	
	（３）開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。	
	（４）降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	（５）標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 （　年　月　日実施）	（１）改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	（２）誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	（３）外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	（４）不点灯、ちらつき等がないか。	
備　　考		

検 査 実 施 者 氏 名	防火管理者確認

（備考）点検を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。
なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

別表４

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長（　　）

	通報連絡係 （　　） （　　）	初期消火係 （　　） （　　）	避難誘導係 （　　） （　　）	応急救護係 （　　） （　　）
任務	・非常ベルを鳴らす ・119 番通報を実施 ・関係者へ連絡 ・消防隊に情報提供	・消火器等で初期消火を行う。 ・天井まで燃え移ったら初期消火を中止して避難する	・避難口を開放し、避難誘導を行う。 ・大きな声でパニック防止に努める。	・負傷者に対する応急処置 ・救急隊との連携、情報提供 ・負傷者の氏名記録

第２号様式（第６条関係）

消防訓練通報書

<table>
<tr><td colspan="4">年　　月　　日

横須賀市　　消防署長

防火（防災）管理者
氏名</td></tr>
<tr><td>防火対象物名称
（テナント名称）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>防火対象物所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施日時</td><td colspan="3">年　　月　　日　　時　　分から
時　　分まで</td></tr>
<tr><td>参加予定人員</td><td>名</td><td>連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>訓練種別</td><td colspan="3">□総合訓練　□消火訓練　□通報訓練　□避難訓練</td></tr>
<tr><td>消防職員派遣</td><td colspan="3">希望する　・　希望しない</td></tr>
<tr><td>119 番通報</td><td colspan="3">する（□火災通報装置　□固定電話　□携帯）・しない
通報時間：　　時　　分頃
<u>※５分前に指令課（046-822-0119）に確認の連絡をしてください</u></td></tr>
<tr><td rowspan="2">借用資機材</td><td colspan="3">□水消火器（　　本・□標的）　　□ＤＶＤ</td></tr>
<tr><td>借用日：　　年　　月　　日</td><td colspan="2">返却日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>訓練の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

※職員派遣については、ご希望に添えない場合があります。

※通報訓練は、災害発生等により中止又は延期していただく場合があります。

※ＡＥＤの貸出しは、応急手当普及員、応急手当指導員の資格取得者等に限ります。

※借用資機材の破損については、借用者側による原状復帰となります。

第３号様式（第７条関係）

消防訓練記録書

実施日時	年　　月　　日　　時　　分から 時　　分まで
参加人員	名
訓練種別	□総合訓練　□消火訓練　□通報訓練　□避難訓練
使用資機材	□水消火器　□ＤＶＤ　□その他（　　）
訓練想定	□火災　□地震　□その他の災害（　　） 具体的な内容：
所感 （全体評価・反省点等）	
記録作成者	

※消防計画に基づく訓練実施後に記入し、保管してください。